# 建設緑政局関係議案資料(その1)

議案第165号

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

建設緑政局

# 川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

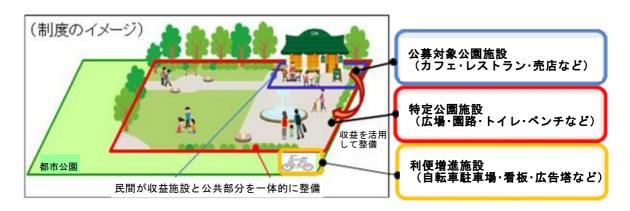
#### 1 条例改正の背景

社会の成熟化、価値観の多様化、都市インフラの一定の整備等を背景とし、都市のため、地域のため、市民のために緑とオープンスペースが持つ多様性を、最大限に引き出すため、都市公園の再生・活性化を目的として、都市公園法等の一部改正(平成29年6月15日施行)により、公募設置管理制度の創設、及び保育所等の占用物件への追加が図られた。

# (1) 公募設置管理制度の創設

#### ア 制度概要

都市公園の質の向上や公園利用者の利便の向上を図ることを目的に、飲食店、売店等の公園施設の設置・管理を行う民間事業者を公募により選定し、得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者に対する特例措置を適用するもの



#### イ 主な特例措置

#### (ア) 建ペい率の緩和

公募対象公園施設を設置する場合、建ペい率を原則100分の2に加え、

100分の10を限度として上乗せ

#### (イ) 占用物件の追加

利便増進施設として、自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するための看板及び広告塔を占用物件に追加

#### (2) 保育所その他の社会福祉施設の占用物件への追加

地域課題の解消に向けて、オープンスペース機能を損なわない範囲で、都市公園における 保育所等の占用を可能とするもの

(主な対象施設) 保育所、身体障害者福祉センター、老人デイサービスセンター など

# 2 条例改正の概要

### (1) 建ペい率の緩和

# ア 本市の考え方

- ・公園の賑わい創出や魅力向上、効率的・効果的な維持管理に向けて、公募設置管理制度を活用する。
- ・本市の良好な都市環境の形成、レクリエーションや防災など都市公園としての機能を踏まえ、オープンスペースを一定以上確保する。

### イ 改正の内容

公募対象公園施設である建築物を設ける場合、建ペい率を原則100分の2に加え、 100分の10を限度として上乗せを可能とする。(国の参酌基準のとおり)

# (2) 占用料の新設

# ア 公募設置管理制度における利便増進施設

種別	単位	金額
自転車駐車場	1月1㎡につき	土地の価額×0.0025
地域における催しに関する情報を提供する ための看板	1月1㎡につき	245 円
地域における催しに関する情報を提供する ための広告塔	1月1㎡につき	1,100円

### イ 保育所その他の社会福祉施設

種別	単位	金額
保育所その他の社会福祉施設	1月1㎡につき	土地の価額×0.0025

# 3 施行期日

公布の日から施行

改正後 改正前 ○川崎市都市公園条例 ○川崎市都市公園条例

昭和32年3月29日条例第6号

(公園施設の設置基準)

- 第2条の4 1の都市公園に公園施設として設ける建築物(建築基準法(昭第2条の4 1の都市公園に公園施設として設ける建築物(建築基準法(昭 和25年法律第201号) 第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。) の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の2を 超えてはならないものとする。ただし、都市公園に次の各号に掲げる建築 物を設ける場合においては、その建築面積の当該都市公園の敷地面積に対 する割合は、当該各号に定める割合を限度として、これを超えることがで きる。
  - (1) 政令第5条第2項に規定する休養施設、同条第4項に規定する運動 施設、同条第5項に規定する教養施設、同条第8項に規定する備蓄倉庫 その他災害応急対策に必要な施設である建築物(第3号に掲げる建築物 を除く。)を設ける場合においては、当該建築物に限り、当該都市公園 の敷地面積の100分の10を限度としてこの項本文の規定により認められ る建築面積を超えることができる。
  - (2) 法第5条の7第1項に規定する認定公募設置等計画に基づき法第5 条の2第1項に規定する公募対象公園施設である建築物(前号及び次号 から第5号までに掲げる建築物を除く。)を設ける場合においては、当 該建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度としてこの 項本文の規定により認められる建築面積を超えることができる。
  - (3) 第1号の休養施設又は教養施設である建築物のうち政令第6条第1 項第2号に定める建築物を設ける場合においては、<br/>
    当該建築物に限り、 当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度としてこの項本文の規定に より認められる建築面積を超えることができる。

昭和32年3月29日条例第6号

(公園施設の設置基準)

- 和25年法律第201号) 第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。) の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の2を 超えてはならないものとする。ただし、都市公園に次の各号に掲げる建築 物を設ける場合においては、その建築面積の当該都市公園の敷地面積に対 する割合は、当該各号に定める割合を限度として、これを超えることがで きる。
- (1) 政令第5条第2項に規定する休養施設、同条第4項に規定する運動 施設、同条第5項に規定する教養施設、同条第8項に規定する備蓄倉庫 その他災害応急対策に必要な施設である建築物(次号に掲げる建築物を 除く。)を設ける場合においては、当該建築物に限り、当該都市公園の 敷地面積の100分の10を限度としてこの項本文の規定により認められる 建築面積を超えることができる。

(新設)

(2) 前号の休養施設又は教養施設である建築物のうち政令第6条第1項 第2号に定める建築物を設ける場合においては、当該建築物に限り、当 該都市公園の敷地面積の100分の20を限度としてこの項本文の規定によ り認められる建築面積を超えることができる。

- (4) 政令第6条第1項第3号に規定する屋根付広場、壁を有しない雨天 用運動場その他の高い開放性を有する建築物を設ける場合においては、 当該建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度としてこ の項本文又は前3号の規定により認められる建築面積を超えることがで きる。
- (5) 仮設公園施設(3月を限度として公園施設として臨時に設ける建築) 物をいい、第1号、第3号及び第4号に規定する建築物を除く。以下同 じ。)を設ける場合においては、当該仮設公園施設に限り、当該都市公 園の敷地面積の100分の2を限度としてこの項本文又は前各号の規定に より認められる建築面積を超えることができる。
- 面積に対する割合は、100分の50を超えてはならないものとする。 (占用料)
- |第17条 都市公園を占用する者からは、次の表に定める金額の範囲内におい|第17条 都市公園を占用する者からは、次の表に定める金額の範囲内におい て規則で定める占用料を徴収する。

#### 占用料

<u>1</u>		
種別	単位	金額
電柱その他これに類するもの	1月1本につき	470円
(支線、支柱及び支線柱を含		
む。)		
電線その他これに類するもの	1月1メートルにつき	2 円
鉄塔	1月1平方メートルに	400円
	つき	
変圧塔	1月1個につき	400円
簡易型携帯電話システム無線	1月1個につき	190円
基地局		
水道管、下水道管、ガス管そ	1月1メートルにつき	580円

- (3) 政令第6条第1項第3号に規定する屋根付広場、壁を有しない雨天 用運動場その他の高い開放性を有する建築物を設ける場合においては、 当該建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度としてこ の項本文又は前2号の規定により認められる建築面積を超えることがで きる。
- (4) 仮設公園施設(3月を限度として公園施設として臨時に設ける建築 物をいい、前3号に規定する建築物を除く。以下同じ。)を設ける場合 においては、当該仮設公園施設に限り、当該都市公園の敷地面積の100分 の2を限度としてこの項本文又は前3号の規定により認められる建築面 積を超えることができる。
- 1の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地2 1の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地 面積に対する割合は、100分の50を超えてはならないものとする。 (占用料)
  - て規則で定める占用料を徴収する。

### 占用料

種別	単位	金額
電柱その他これに類するもの	1月1本につき	470円
(支線、支柱及び支線柱を含		
む。)		
電線その他これに類するもの	1月1メートルにつき	2円
鉄塔	1月1平方メートルに	400円
	つき	
変圧塔	1月1個につき	400円
簡易型携帯電話システム無線	1月1個につき	190円
基地局		
水道管、下水道管、ガス管そ	1月1メートルにつき	580円

		改正後	
の他これらに舞	領するもの		
通路、鉄道、	轨道、公共駐車	1月1平方メートルに	230円
場、防火用貯水槽、下水道施		つき	
設等で地下に記	没けられるもの		
郵便差出箱、作	言書便差出箱及	1月1個につき	400円
び公衆電話所			
標識		1月1本につき	310円
橋並びに道路、	鉄道及び軌道	1月1平方メートルに	660円
で高架のもの		つき	
天体、気象又に	は土地観測施設	1月1平方メートルに	160円
		つき	
工事用施設及7	び工事用材料置	1月1平方メートルに	1,010円
場		つき	
競技会、展示	看板、横断幕そ	1枚の表示面積1日1	3, 400 □
会その他これ	の他これらに類	平方メートルにつき	
らに類する催	するもの		
しを行う際一	広告塔、アーチ	1日1点につき	11, 300円
時的に掲出す	その他これらに		
る広告物	類するもの		
自転車駐車場		1月1平方メートルに	当該都市公園
		<u>つき</u>	の1平方メー
			トル当たりの
			土地の価額と
			して規則で定
			める額に0.
			0025を乗
			じて得た額
地域における	催しに関する情	1月1平方メートルに	245円

	改正前	
の他これらに類するもの	,	
通路、鉄道、軌道、公共	駐車 1月1平方メートルに	230円
場、防火用貯水槽、下水	道施 つき	
設等で地下に設けられる	もの	
郵便差出箱、信書便差出	箱及 1月1個につき	400円
び公衆電話所		
標識	1月1本につき	310円
橋並びに道路、鉄道及び	軌道 1月1平方メートルは	2 660円
で高架のもの	つき	
天体、気象又は土地観測	施設   1月1平方メートルに	こ 160円
	つき	
工事用施設及び工事用材	料置 1月1平方メートルは	こ 1,010円
場	つき	
競技会、展示看板、横	断幕そ 1 枚の表示面積1日1	3,400円
会その他これの他これ	うに類 平方メートルにつき	
らに類する催するもの		
しを行う際一 広告塔、江	アーチ 1日1点につき	11,300円
時的に掲出するの他これ	nsc	
る広告物類するもの	カ	
(新設)		
(新設)		

改正後			改正前		
報を提供するための看板	<u>つき</u>				
地域における催しに関する情	1月1平方メートルに	1,100円	(新設)		
報を提供するための広告塔	<u>つき</u>				
保育所その他の社会福祉施設	1月1平方メートルに	当該都市公	(新設)		
(政令第12条第3項第1号か	<u>つき</u>	園の1平方			
ら第5号までに掲げるものに		メートル当			
<u>限る。)</u>		たりの土地			
		の価額とし			
		て規則で定			
		める額に			
		0.002			
		5を乗じて			
		得た額			
その他の占用物件 前各項類似の項目に準じて市長が定める。		その他の占用物件	前各項類似の項目に達	準じて市長が定	
			める。		

2 前項の占用料を算出する場合において、占用料の額を算出する基礎とな 2 る期間の1月未満の端数は1月とし、面積の1平方メートル未満の端数は 1 平方メートルとし、長さの1メートル未満の端数は1メートルとする。

3 第1項の占用料の徴収方法については、規則の定めるところによる。

2 前項の占用料を算出する場合において、占用料の額を算出する基礎となる期間の1月未満の端数は1月とし、面積の1平方メートル未満の端数は1平方メートルとする。 3 第1項の占用料の徴収方法については、規則の定めるところによる。

- 第七条 公園管理者は、前条第一項又は第三項の許可の申請に係る工作物その他の物件又は 施設が次の各号に掲げるものに該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼ さず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合す る場合に限り、前条第一項又は第三項の許可を与えることができる。
  - 一 電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの
  - 二 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの
  - 三 通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの
  - 四 郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所
  - 五 非常災害に際し災害にかかつた者を収容するため設けられる仮設工作物
  - 六 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物
  - 七 前各号に掲げるもののほか、政令で定める工作物その他の物件又は施設
- 2 公園管理者は、前条第一項又は第三項の許可の申請に係る施設が保育所その他の社会福祉施設で政令で定めるもの(通所のみにより利用されるものに限る。)に該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、合理的な土地利用の促進を図るため特に必要であると認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合については、前項の規定にかかわらず、同条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

#### 都市公園法施行令(抜粋)

(占用物件)

#### 第十二条

(略)

- 3 法第七条第二項の政令で定める社会福祉施設は、次に掲げるものとする。
  - 一 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の二の二第一項に規定する障害児通 所支援事業(同条第五項に規定する居宅訪問型児童発達支援又は同条第六項に規定する保育 所等訪問支援のみを行う事業を除く。)、同法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全 育成事業、同条第七項に規定する一時預かり事業又は同条第十項に規定する小規模保育事業 の用に供する施設及び同法第三十九条第一項に規定する保育所
  - 二 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第四条の二第一項に規定する身体 障害者生活訓練等事業の用に供する施設及び同法第三十一条に規定する身体障害者福祉セ ンター
  - 三 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の二の二に規定する老人デイサー ビスセンター及び同法第二十条の七に規定する老人福祉センター
  - 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業(同条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。)の用に供する施設及び同条第二十七項に規定する地域活動支援センター
  - 五 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園